

# 青森県報

号外第五十七号

平成二十六年  
七月七日  
(月曜日)

## 目次

### 規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則…………… (人事課) …… 一  
 青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則…………… (同) …… 二  
 青森県知事の権限に属する事務の一部を議会事務局長に委任する規則の一部を改正する規則…………… (同) …… 二  
 青森県知事の所管に属する特別民法法人の監督に関する規則を廃止する規則…………… (総務学事課) …… 二

### 訓 令

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令…………… (人事課) …… 二  
 職員の任免等発令事務取扱規程の一部を改正する訓令…………… (同) …… 三  
 青森県職員服務規程の一部を改正する訓令…………… (同) …… 四  
 教育委員会……………  
 青森県教育委員会事務局の組織等に関する規則の一部を改正する規則…………… (職員福利課) …… 六  
 青森県教育委員会の所管に属する特別民法法人の監督に関する規則を廃止する規則…………… (同) …… 六  
 学校職員の配偶者同行休業に関する規則…………… (教職員課) …… 七  
 青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令…………… (職員福利課) …… 九  
 青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令…………… (同) …… 九

青森県教育委員会非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令…………… (同) …… 二

### 人事委員会

人事委員会規則一三 一三(職員の配偶者同行休業)…………… (職員課) …… 三  
 人事委員会規則七 〇(給料等の支給)の一部を改正する規則…………… (同) …… 三  
 人事委員会規則七 四四(通勤手当)の一部を改正する規則…………… (同) …… 三  
 人事委員会規則七 八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則…………… (同) …… 三  
 人事委員会規則七 八五(寒冷地手当)の一部を改正する規則…………… (同) …… 三  
 人事委員会規則七 一九二(退職手当の支給等)の一部を改正する規則…………… (同) …… 三  
 人事委員会規則一三 九(職員の育児休業等に関する規則)の一部を改正する規則…………… (同) …… 三

## 規 則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十号

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

別表第六青森県青少年健全育成審議会の項中「属させられた」の下に「事項、いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号)第三十条第二項及び第三十一条第

二項の規定による調査に関する」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十一号

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則（昭和三十九年八月青森県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「第二十二條第二項」の下に、「同法第二十六條の六第七項及び職員（配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年七月青森県条例第六十八号）第九條第一項）を加え、「」及び「を」並びに「に」に改める。

第四条第一項第一号中「者並びに」を「者、地方公務員法第二十六條の六第七項及び職員（配偶者同行休業に関する条例第九條第一項の規定により臨時的に任用される者並びに」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県知事の権限に属する事務の一部を議会議務局長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十二号

青森県知事の権限に属する事務の一部を議会議務局長に委任する規則の一部を改正する規則

青森県知事の権限に属する事務の一部を議会議務局長に委任する規則（昭和三十九年四月青森県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第二十二條第二項」の下に、「同法第二十六條の六第七項及び職員（配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年七月青森県条例第六十八号）第九條第一項）を加え、「」及び「を」並びに「に」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県知事の所管に属する特例民法法人の監督に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十六年七月七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十三号

青森県知事の所管に属する特例民法法人の監督に関する規則を廃止する規則

青森県知事の所管に属する特例民法法人の監督に関する規則（昭和四十九年十月青森県規則第七十五号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓

令

青森県訓令甲第十六号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県非常勤職員及び臨時的任用職員管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。



第一条の表の第二十三号の四中「」による承認を受けた職員」の下に「法第二十六條の六第一項の規定及び職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年七月青森県条例第六十八号）による承認を受けた職員」を加え、同表の第三十八号の二の次に次の一号を加える。

三十八の三 配偶者同行休業	外国での勤務等により外国に住所又は居所を定めて滞在する配偶者と当該住所又は居所において生活を共にするため職務に従事しないこと。
---------------	---

同表23の項中「期間は、」や「期間は、」は、同表23の4の項中

自己啓発等休業の承認の取消しによる職務復帰の場合	青森県職員 氏 名 地方公務員法第26条の5第5項の規定により 年 月 日付の自己啓発等休業の承認を取り消す 部 課主事（技師）の職務に復帰させる
--------------------------	---

を

自己啓発等休業の承認の取消しによる職務復帰の場合	青森県職員 氏 名 地方公務員法第26条の5第5項の規定により 年 月 日付の自己啓発等休業の承認を取り消す 部 課主事（技師）の職務に復帰させる
配偶者同行休業の承認の失効による職務復帰の場合	青森県職員 氏 名 地方公務員法第26条の6第5項の規定に該当し 年 月 日付けの承認は失効した 部 課主事（技師）の職務に復帰させる

配偶者同行休業の承認の取消しによる職務復帰の場合	青森県職員 氏 名 地方公務員法第26条の6第6項の規定により 年 月 日付の配偶者同行休業の承認を取り消す 部 課主事（技師）の職務に復帰させる
--------------------------	---

同表23の項中「期間は、」や「期間は、」は、同表の次に次のように加える。

35の3 配偶者同行休業	配偶者同行休業を承認する場合	青森県職員 氏 名 地方公務員法第26条の6第1項の規定及び職員の配偶者同行休業に関する条例により配偶者同行休業を承認する 配偶者同行休業の期間は 年 月 日から 年 月 日までとする	青森県職員 氏 名 配偶者同行休業の期間を延長する場合	青森県職員 氏 名 配偶者同行休業の期間を延長する 月 日まで延長する
--------------	----------------	--	--------------------------------	---

同表35の2の項中「期間は、」や「期間は、」は、同表23の

項中

に、同表23の4の項中「期間は、」は、同表23の4の項中

青森県訓令第十八号

庁 中 一 機 関  
各 出 先 機 関

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のとおり定める。

平成二十六年七月七日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令

青森県職員服務規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七条の六」を「第七条の七」に改める。

第三章中第七条の六の次に次の一条を加える。

（配偶者同行休業）

第七条の七 職員は、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年七月青森県条例第六十八号）第四条の事由により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と当該住所又は居所において生活を共にするため、法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業の承認を受けようとするときは、配偶者同行休業承認申請書（第四号様式の二）により、配偶者同行休業を始めよとする日の一月前までに知事に申請しなければならない。

2 配偶者同行休業をしている職員は、職員の配偶者同行休業に関する条例第八条第一項各号に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を配偶者外国滞在事由等状況変更届（第四号様式の三）により知事に届け出なければならない。

3 第一項の規定は、職員の配偶者同行休業に関する条例第六条第一項の規定による配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。  
第四号様式の次に次の二様式を加える。

第4号様式の2（第7条の7関係）

青森県知事 殿

所 属  
職氏名

年 月 日  
印

配偶者同行休業承認申請書

下記のとおり配偶者同行休業の承認（配偶者同行休業の期間の延長）を申請します。

記

1 申請の区分	□ 配偶者同行休業の承認 □ 配偶者同行休業の期間の延長	
	氏名	
2 申請に係る配偶者	職業	
	申請時の所属先の名称（所在地）	（ ）
	外国滞在事由	
	外国滞在中の所属先の名称（所在地） 外国滞在事由の継続する期間	（ ）
3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所（居所）	年 月 日から 年 月 日まで	
4 申請期間	年 月 日から 年 月 日まで	
5 既に配偶者同行休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで	
6 備考		
所属長の意見		

- 注
- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。
  - 2 配偶者の外国滞在事由及びその継続する期間が確認できる書類を添付すること。
  - 3 職員及び配偶者の外国滞在中の住所（居所）欄には、申請時点で未定の場合は「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所（居所）を定め、届け出ること。
  - 4 備考欄には、以前に配偶者同行休業をした場合における当該配偶者同行休業の内容（配偶者の外国滞在事由及び休業の期間）、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由等について記入すること。
  - 5 該当する□には、✓印を記入すること。
  - 6 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。



青森県教育委員会の所管に属する特例民法法人の監督に関する規則（平成十二年三月青森県教育委員会規則第十二号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 解散した特例民法法人（廃止前の青森県教育委員会の所管に属する特例民法法人の監督に関する規則第一条に規定する特例民法法人で教育委員会の所管に属するものをいう。）で清算が終了していないものの監督については、なお従前の例による。

学校職員の配偶者同行休業に関する規則をここに公布する。

平成二十六年七月七日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第十二号

学校職員の配偶者同行休業に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、青森県教育委員会の所管に属する県立学校の職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員（以下「市町村立学校職員」という。）の地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）第二十六条の六第一項の規定による配偶者同行休業の承認の申請等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の申請手続)

第二条 法第二十六条の六第一項の規定による配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業承認申請書（第一号様式）により、配偶者同行休業を始めようとする日の一月前までに行うものとする。

2 配偶者同行休業承認申請書は、校長（市町村立学校職員にあつては、校長及び市町村の教育委員会）を経て、青森県教育委員会に提出するものとする。

(配偶者同行休業の期間の延長の申請手続)

第三条 前条の規定は、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年七月青森県条例第六十八号。以下「条例」という。）第六条第一項の規定による配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。

(配偶者が死亡した場合等の届出)

第四条 配偶者同行休業をしている職員は、条例第八条第一項各号に掲げる場合には、遅滞なく、配偶者外国滞在事由等状況変更届（第二号様式）により届け出なければならぬ。

2 配偶者外国滞在事由等状況変更届は、校長（市町村立学校職員にあつては、校長及び市町村の教育委員会）を経て、青森県教育委員会に提出するものとする。

(施行事項)

第五条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式 (第2条関係)

年 月 日

青森県教育委員会 殿

所属名  
職氏名

配偶者同行休業承認申請書

下記のとおり配偶者同行休業の承認 (配偶者同行休業の期間の延長) を申請します。  
記

1	申請の区分	<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業の承認 <input type="checkbox"/> 配偶者同行休業の期間の延長
	氏名	
2	職 業	
	申請時の所属先の名称 (所在地)	( )
3	外国滞在事由	
	外国滞在中の所属先の名称 (所在地)	( )
	外国滞在事由の継続する期間	年 月 日から 年 月 日まで
3	職員及び配偶者の外国滞在中の住所 (居所)	
4	申請期間	年 月 日から 年 月 日まで
5	既に配偶者同行休業をした期間	年 月 日から 年 月 日まで
6	備 考	

- 注
- 1 配偶者の外国滞在事由及びその継続する期間が確認できる書類を添付すること。「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所 (居所) を定め、届け出ること。
  - 2 職員及び配偶者の外国滞在中の住所 (居所) 欄には、申請時点で未定の場合には「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国滞在中の住所 (居所) を定め、届け出ること。
  - 3 備考欄には、以前に配偶者同行休業をした場合における当該配偶者同行休業の内容 (配偶者の外国滞在事由及び休業の期間)、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由等について記入すること。
  - 4 該当する口には、✓印を記入すること。
  - 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第2号様式 (第4条関係)

年 月 日

青森県教育委員会 殿

所属名  
職氏名

配偶者外国滞在等状況変更届

下記のとおり配偶者同行休業に係る配偶者外国滞在事由等の状況について変更が生じたので、届け出ます。

記

- 1 届出の事由
  - 配偶者が死亡した
  - 配偶者が職員の配偶者でなくなった
  - 配偶者と生活を共にしなくなった
  - 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなった
  - 配偶者同行休業をしている職員が労働基準法第65条第1項 (産前休暇) 又は第2項 (産後休暇) の規定により勤務しなくなった
- 2 届出の事由が発生した日
 

年 月 日

- 注
- 1 該当する口には、✓印を記入すること。
  - 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

青森県教育委員会訓令甲第六号

庁 内 一 般  
出 先 機 関  
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年七月七日

青森県教育委員会

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会専決代決規程（昭和三十七年四月青森県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「高等学校教育改革推進室長を含む。」の下に「第八条の二を除き、」を加える。

第八条の二第一項中「グループマネージャー」の下に「（高等学校教育改革推進室総括主幹を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第八条の三を第八条の四とし、第八条の二の次に次の一条を加える。  
（高等学校教育改革推進室長の事務の代決）

第八条の三 高等学校教育改革推進室長が不在のときは、あらかじめ教育長の承認を得て高等学校教育改革推進室長が指定する職員がその事務を代決する。

第十二条中「前八条」を「前九条」に改める。

別表第一学校教育課の項課長専決事項の欄中第十九号を第二十号とし、第七号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。  
七 いじめ防止対策審議会の委員及び臨時委員に対する旅行依頼

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第七号

庁 内 一 般  
出 先 機 関  
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年七月七日

青森県教育委員会

青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会職員服務規程（昭和三十七年七月青森県教育委員会訓令甲第九号）の一部を次のように改正する。

第七条の五の次に次の一条を加える。

（配偶者同行休業）

第七条の六 職員は、職員の配偶者同行休業に関する条例（平成二十六年七月青森県条例第六十八号）第四条の事由により外国に住所又は居所を定めて滞在するその配偶者と当該住所又は居所において生活を共にするため、法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業の承認を受けようとするときは、配偶者同行休業を始めようとする日の一月前までに配偶者同行休業承認申請書（第二号様式の十二）により所属長を経由して教育長に申請しなければならない。

2 配偶者同行休業をしている職員は、職員の配偶者同行休業に関する条例第八条第一項各号に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を配偶者外国滞在事由等状況変更届（第二号様式の十三）により所属長を経由して教育長に届け出なければならない。

3 第一項の規定は、職員の配偶者同行休業に関する条例第六条第一項の規定による配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。

第二号様式の二、第二号様式の三、第二号様式の四、第二号様式の十及び第二号様式の十一中「~~勤続満期退職届~~」を「~~勤続満期退職届~~」に改める。

第二号様式の十一の次に次の二様式を加える。

第2号様式の 1 2 (第7条の6関係)

青森県教育委員会教育長 殿

所 属  
職氏名

年 月 日

配偶者同行休業承認申請書

下記のとおり配偶者同行休業の承認（配偶者同行休業の期間の延長）を申請します。

記

1 申請の区分名	<input type="checkbox"/> 配偶者同行休業の承認 <input type="checkbox"/> 配偶者同行休業の期間の延長	
	氏名	
2 申請に係る配偶者	職 業	
	申請時の所属先の名称（所在地）	（ ）
	外国滞在事由	
	外国潜在中の所属先の名称（所在地） 外国滞在事由の継続する期間	（ ） 年 月 日から 年 月 日まで
3 職員及び配偶者の外国潜在中の住所（居所）		
4 申請期間	年 月 日から	年 月 日まで
5 既に配偶者同行休業をした期間	年 月 日から	年 月 日まで
6 備考		
所属長の意見		

- 注
- 1 配偶者の外国滞在事由及びその継続する期間が確認できる書類を添付すること。
  - 2 職員及び配偶者の外国潜在中の住所（居所）欄には、申請時点で未定の場合は「未定」と記入し、申請期間の初日の前日までに外国潜在中の住所（居所）を定め、届け出ること。
  - 3 備考欄には、以前に配偶者同行休業をした場合における当該配偶者同行休業の内容（配偶者の外国滞在事由及び休業の期間）、配偶者同行休業の期間を延長する場合における当該配偶者同行休業の期間の延長を申請する理由等について記入すること。
  - 4 該当する□には、✓印を記入すること。
  - 5 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

第2号様式の 1 3 (第7条の6関係)

青森県教育委員会教育長 殿

所 属  
職氏名

年 月 日

配偶者外国滞在事由等状況変更届

下記のとおり配偶者同行休業に係る配偶者外国滞在事由等の状況について変更が生じたので、届け出ます。

記

- 1 届出の事由
  - 配偶者が死亡した
  - 配偶者が職員の配偶者でなくなった
  - 配偶者と生活を共にしなくなった
  - 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなった
  - 配偶者同行休業をしている職員が労働基準法第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなくなった
- 2 届出の事由が発生した日
 

年 月 日

- 注
- 1 該当する□には、✓印を記入すること。
  - 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。



人事委員会規則一三 一三(職員の配偶者同行休業)をここに公布する。

平成二十六年七月七日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則一三 一三

職員の配偶者同行休業

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の配偶者同行休業に関する条例(平成二十六年七月青森県条例第六十八号。以下「条例」という。)第十条及び第十二条の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務復帰後における号給の調整)

第二条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰したときは、条例第十条第一項の規定により引き続き勤務したものとみなされる期間を考慮して、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日(人事委員会規則七 三九(初任給、昇格、昇給等の基準)第三十三条に規定する昇給日をいう。)又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

(申請手続等)

第三条 配偶者同行休業の承認を受けようとする職員は、書面により、配偶者同行休業を始めようとする日の一月前までに任命権者に申請しなければならない。

2 配偶者同行休業をしている職員は、条例第八条第一項各号に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を書面により任命権者に届け出なければならない。

3 第一項の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の申請について準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七 〇(給料等の支給)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月七日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則七 〇(給料等の支給)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 〇(給料等の支給)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 配偶者同行休業(地方公務員法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。)を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合

第五条第二項中「又は停職」を「配偶者同行休業をし、又は停職」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七 四四(通勤手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月七日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則七 四四(通勤手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 四四(通勤手当)の一部を次のように改正する。

第二十条の二第一項第三号、第二十条の三第二項第二号及び第二十条の四第二項中「自己啓発等休業をし」の下に、「同法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をし」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七 八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月七日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則七 八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 八〇(期末手当及び勤勉手当)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一号を加える。

十一 法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業(以下「配偶者同行休業」

という。)をしている職員

第六条第二項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、同項第五号中「第十二条第二項第四号」を「第十二条第二項第六号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。  
四 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間については、その二分の一の期間

第八条第二号中「第十号」を「第九号から第十一号まで」に改め、同条第六号を削る。

第十二条第二項中第十三号を第十四号とし、第四号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 配偶者同行休業をしている職員として在職した期間

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七 八五(寒冷地手当)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月七日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則七 八五(寒冷地手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 八五(寒冷地手当)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 配偶者同行休業職員(法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をしている職員をいう。)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則七 一九二(退職手当の支給等)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月七日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則七 一九二(退職手当の支給等)の一部を改正する規則

人事委員会規則七 一九二(退職手当の支給等)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「該当するものを除く。」の下に「若しくは同法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会規則一三 九(職員の育児休業等に関する規則)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年七月七日

青森県人事委員会委員長 寺 尾 進

人事委員会規則一三 九(職員の育児休業等に関する規則)の一部を改正する規則

人事委員会規則一三 九(職員の育児休業等に関する規則)の一部を次のように改正する。

第四条の見出し中「等」を削り、同条第一号中「及び」を「又は」に改め、同条第二号中「及び第十号」を「第十号又は第十一号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円四十四銭